

令和4年2月定例会 常任委員会

土木委員会

委員長名	宮川政夫
委員会開催日	令和4年3月7日(月)、10日(木) 14日(月)、18日(金)
所属委員	[副委員長]水野透 [委員] 山内長 三瓶正栄 高野光二 高橋秀樹 鈴木智 神山悦子 佐藤憲保



宮川政夫委員長

(1) 知事提出議案：可 決…31件

※[知事提出議案件名はこちら](#)

(2) 議員提出議案：否 決…1件

※[議員提出議案はこちら](#)

(3月 7日(月))

神山悦子委員

除雪費に係る増額補正として20億円近くが計上されているが、過去の大雪と比べて今回の雪の量はどのような状況なのか。また、年間所要見込みによる増額補正とのことだが、今後も雪の量が多くなった際には同様の対応となるのか。さらに、今回の補正で計上した除雪費で全て賄えるのか聞く。

道路管理課長

過去の積雪量との比較については、直近では平成29年度が積雪量が多く、只見町の観測点においては30年3月4日時点で217cmであったが、本年3月4日時点では252cmと約40cm多い状況である。除雪費の増額については、過去の降雪量、除雪費と今年度の降雪量、除雪費を比較し増額している。これまでも、大雪の際には2月補正で増額しており、今後も、大雪になれば同様の対応となると考える。

神山悦子委員

今回、福島市内において非常に混乱が生じた。歩道や排雪場所など、様々な課題があったと思うが、大まかに言うと今回の補正予算にはどのような費用が計上されているのか。また、今回の大雪を踏まえて、今後どのように対応していくのか聞く。

道路管理課長

県管理道路の除雪については、除雪計画に基づき、主に車道と歩道を対象としている。排雪については、大雪の際に除雪した雪が道路の脇にたまり、それが低温で溶けない、もしくは除雪してどんどんたまり交通に支障が出る場合に行っている。これまでは主に会津地方の除雪体制を重点的に進めてきたが、今回の大雪では福島市の降雪量が非常に多かったこ

ともあり、今後は、これまで比較的降雪量が少なかった地域についても、様々な意見交換をするなど対策を検討していきたい。

神山悦子委員

平成29年度の大雪の際は除雪の作業員の確保が大変だったと思うが、その辺りの状況はどうか。

道路管理課長

除雪に関しては、建設会社に委託する方法と、県でオペレーターを雇い入れて直営で行う方法がある。今年度は、建設会社から断られることもなく、設定していたオペレーター数の雇用ができたため、問題ないと考えている。

高野光二委員

土68ページ、建設改良費について、令和元年度の台風等の災害にかかる災害復旧工事がいまだ続く中で、発注がスムーズに進まず約9億9,000万円の減額補正になったのか、実態を説明願う。

次に、部長説明要旨の中で、復興公営住宅整備の経費として、約52億円の減額補正とある。復興公営住宅の建設関係はほぼ終わっているものと私は理解しているが、入居者もそれぞれ自立の方向に移るなど住宅に若干空きが出てきた状況にあるため、この辺りの実態等も含めて説明願う。

次に、土70ページ、県の行う建設事業等に対する市町村の負担の一部変更について、この変更による市町村の負担の増減について説明願う。

下水道課長

県北浄化センターの災害復旧の本復旧工事について、予定していた工事は昨年度中に全て発注済みである。今回減額となっている建設改良費は、汚泥処分費や仮設リース代の減額、備品購入の請差等である。

建築住宅課長

県営の復興公営住宅については、整備はほぼ完了しているが、計画されている123戸については整備を保留している状況である。さらなる新築整備が必要か否かについては避難地域復興局において判断することとなり、保留を解除して整備することになれば当部において着工するとの流れである。

入居状況については、現在の県全体の入居率は約84%であるが、令和元年度から、一部の空き家の多い団地において入居対象を拡大し、原子力災害によって長期避難を余儀なくされている者に加え、自主避難者や地震、津波で家を失った者も対象としている。入居対象や利活用については、避難地域復興局において判断して対応している。

土木総務課長

市町村負担金の今般の変更については、新たな事業の追加や変更が生じたものではなく、対象となる事業費の増減に伴い、事業費に対する負担金額が変更となるものである。

高野光二委員

復興公営住宅について、現在の入居率は約84%とのことであるが、満杯にすると災害があった際に入居できないこともあるため、一定程度の空きは必要だと思う。整備を保留している123戸については、おおむねこの地域に建てる計画であるがまだ整備していない状況なのか。

建築住宅課長

123戸の内訳であるが、72戸はいわき市内に建てるということで設計が終わり、51戸は地区が未定である。

神山悦子委員

先ほど土49ページにおいて、今年度の繰越明許費の合計について説明があったが、繰越しの理由、主に不足としている資材、昨年度の繰越額との比較について、再度説明願う。

土木企画課長

繰越しの理由としては、例えば橋梁の下部工が遅れたために上部工が遅れるなどの前工事との関係がある。資材関係については、コロナ禍の影響により世界的な半導体不足となっており、LEDや建築資材等がなかなか入ってこない状況で

ある。

土木総務課長

繰越明許費の昨年度との比較については、土49ページには総額が記載されておらず大変申し訳ないが、追加分と変更分の合計約827億円が今年度の繰越明許費となる。昨年度の繰越明許費は約1,994億円であり、今年度は昨年度の約4割である。

神山悦子委員

諸条件が整わず明許繰越となったものは理解できるが、半導体不足については見通しが心配である。今後の見通しを聞く。

次に、土50ページの空港の関係について、空港の国際線に見合うための用地がもう少し必要とのことであるが、状況及び整備内容の詳細を聞く。

次に、先ほど柴宮団地の公営住宅の関係で説明があったが、整備内容について再度聞く。

土木企画課長

半導体不足の件については、世界的なコロナ禍の影響で生産が遅れており、それ以外の世界的に不安定な情勢もあり、今後の見込みについては何とも言えない。遅れてはいるものの確実に入る見込みはあるため、何とかできると考えている。

空港施設室長

土50ページの空港の事業については、用地は全て確保しており、用地が支障となり工事ができないものではない。工事内容であるが、土50ページの空港の舗装更新工事については、平成12年の空港全面供用開始後、滑走路のクラック等が進行している状況にあるため、計画的に舗装の更新工事を行うものである。また、土51ページの工事については、滑走路端の安全区域の整備である。福島空港においては、航空機がオーバーランした場合や着陸時に手前に着陸した場合に航空機の損傷を軽減するため、滑走路の両脇に安全区域と呼ばれる緑地帯があるが、国の基準が改正され、南側の安全区域が90m以上必要となった。現在は40mしかないため、残り50mを盛土によって拡幅し、安全を確保するという事業である。用地は確保済みである。

建築住宅課長

土43ページ、県営住宅改善費の繰越しについては、柴宮団地等において、住戸内のバリアフリー化のための手すり設置や段差の解消、風呂をユニットバスにして給湯器を設置するなどの工事を行っているが、給湯器は半導体を利用しており、資材の入手が困難となっているため、納期が遅れている状況にある。通常よりも1～2か月程度時間を要しているとのことである。

神山悦子委員

日本も随分前には半導体をかなり輸出していたが、徐々に縮小したことが大きな要因となっていると思う。今回、政府も台湾からの工場誘致によって何とか対応するとのことであるが、現在のロシアの侵略のような状況になると、サプライチェーンに影響が出ると改めて思った。そのようなことも踏まえて、もっと国内で調整できるように考えていくことは私たち政治の役割であるが、その辺りの見通しはどこにおいても問題になると思う。国とも協議しながら、そのようなことが起きる可能性を踏まえた対策が必要であると思うため、意見として述べておく。

次に、土64ページの小名浜港港湾整備事業費について、軟弱地盤とのことであるが、整備の内容を詳しく聞く。

港湾課長

本事業は、小名浜港大剣ふ頭コンテナターミナルにおいて、増加するコンテナ貨物に対応するための機能を強化するものであり、内容としては、老朽化が著しい荷役機械を更新するとともに、レールを延伸して2船同時着岸を可能とするものである。コンテナの積込みや荷下ろしを行うガントリークレーンの移動範囲を広げるためにレールを延伸する工事であるが、実施に当たりレールの基礎部分にボーリング調査を行った結果、地盤改良が必要となることが判明し、その対策工法の検討に不測の時間を要したことから年度内の出来高が確保できなくなったため、繰越明許費を増額するものである。

神山悦子委員

軟弱地盤の対策については、今後どの程度の期間を見込んでいるのか。

また、大剣ふ頭は主に何を荷揚げしているのか聞く。

港湾課長

軟弱地盤の対策工法については既に決定しているため、令和4年度中には完了できる見通しである。

大剣ふ頭においては、主にコンテナを扱っており、中国向けの紙おむつや資材関係が入ったコンテナを出し入れしている。

神山悦子委員

ガントリークレーンも老朽化のため更新するのか。

港湾課長

大剣ふ頭には、ガントリークレーンが1台、多目的クレーンが1台あるが、多目的クレーンが非常に老朽化し、なかなか使えない状況である。コンテナターミナルの機能を強化するためにガントリークレーンとして新たに設置し、ガントリークレーンを2台体制にする。

神山悦子委員

ガントリークレーンを2台にするとのことであるが、新たに設置するものと考えてよいのか。その金額はどの程度になるのか。

港湾課長

多目的クレーンは、ガントリークレーンに不具合が出た場合に使えるように設置していたが、作業効率が非常に悪く老朽化も進んでいるため、新たにガントリークレーンとして2台体制とし、それに合わせてレールを延伸するとの内容である。上部工の費用については1台10億円以上と見込んでいる。

神山悦子委員

2台更新するのか。

港湾課長

更新するのは1台である。

(3月10日(木))

神山悦子委員

今日の新聞報道にもあったが、ふくしま復興再生道路の路線数、工区数、現在の進捗状況、来年度の取組予定について聞く。

道路整備課長

ふくしま復興再生道路は、8路線29工区について2020年代初頭を目指して整備を進めており、現時点で15工区が完成し、残り14工区である。

残りの14工区の主な箇所における進捗状況であるが、まず、川俣町の国道114号においては、山木屋工区を3工区に分けており、供用延長ベースの進捗率は、山木屋1工区で約40%、山木屋2工区で約60%、山木屋3工区で約40%である。また、同じく川俣町の国道349号においては、大綱木工区を2工区に分けており、大綱木1工区で約60%、大綱木2工区で約30%である。一方、いわき市の国道399号十文字工区は現時点で0%である。

来年度は、これら残工区の整備を進め、供用等についても見通しが立った段階で公表していきたいと考えている。

神山悦子委員

最終的にはいつ頃までの完成を目標としているのか。

道路整備課長

2020年代初頭を完成目標として進めていきたい。

神山悦子委員

先ほどの説明内容について表にして提出願う。

宮川政夫委員長

今ほど神山委員から資料要求があったが、委員会において提出を求めることに異議ないか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

宮川政夫委員長

いつまでに提出可能か。

道路整備課長

採決委員会までに提出したい。

宮川政夫委員長

採決委員会までに15部提出願う。

神山悦子委員

復興再生道路には国からの財源も入っていると思うが、県の負担率はそれぞれ異なるのか。

道路整備課長

最終的には震災復興特別交付税が措置されるため、実質的には県の負担はない。

神山悦子委員

土27ページにおいて、小名浜港のカーボンニュートラルポート形成計画を策定するとの説明があったが、カーボンニュートラルポートについて説明願う。

港湾課長

カーボンニュートラルポートは、水素やアンモニア等の次世代エネルギーの大量輸送や貯蔵、利活用等を図るとともに、港湾機能の高度化等を通じて温室効果ガスの排出量を全体としてゼロとすることを目指す港湾である。

神山悦子委員

カーボンニュートラルポートにするという事は、港自体ではなく活用面でその位置づけにすると理解すればよいか。水素、アンモニアを貯蔵する場所を整備することだが、水素をどのように置いておくのか。アンモニアを石炭と混燃させる石炭火力発電のための港の整備であると思うが、産業のためにそのように位置づけるのか。

港湾課長

港湾を経由する水素やアンモニア等の利活用、具体的には、製造、輸送、貯蔵、利活用を可能にするための港湾の環境整備や、港湾の荷役機械等への燃料電池の導入、カーボンニュートラルに向けた電力の活用等に面的に取り組んでいくものである。

神山悦子委員

水素やアンモニアはどのように扱うのか。

港湾課長

これから水素やアンモニア等の次世代エネルギーの需要を予測し、その需要に基づき、配置計画を策定していく。

神山悦子委員

港であるため船で来たものは一時的に置くことになるが、今までと違うものを扱うため、この辺りの活用が変わるのではないか。水素は扱いにくく、アンモニアもどのような形で来るのか分からないが、施設が必要になるかなど分かるように説明願う。まだ決まっていないのか、いつからそのようになるのか聞く。

港湾課長

来年度からカーボンニュートラルポート形成計画を策定し、委員指摘のことも含め、協議会を通じて検討していくこと

となる。最終的には2050年のカーボンニュートラルの実現に向け、次世代エネルギーの受入れ環境の整備や、脱炭素化に配慮した港湾機能について、関係者と協議しながら策定していく。

神山悦子委員

これから検討していくことは理解したが、本会議でも述べているとおり、私は水素もアンモニアもやめたほうがよいと考えている。水素についてはまだ技術的にも課題があり、コストも相当かかると言われている。アンモニアを混焼させると言うが、それは石炭火力を延命させると思うため、だいぶ様相が変わることだけは指摘し、私は注視していきたいと思う。

次に、土32ページの復興祈念公園整備事業について、どこでどのような整備を行うのか。また、土29ページの都市公園管理事業の内容について説明願う。

まちづくり推進課長

復興祈念公園については、双葉町と浪江町の両町にまたがり、全体で約38haである。その中核に国の施設10haが入っており、その周辺部分の138haが県のエリアとなっている。

神山悦子委員

土29ページの都市公園管理事業は、どこの公園に関するものなのか。

まちづくり推進課長

都市公園管理事業（一般）については、あづま総合運動公園ほか5つの都市公園の光熱水費、また修繕料として約1億8,400万円を計上している。都市公園管理事業（行政）については、あづま総合運動公園、逢瀬公園、福島空港公園の指定管理者への委託料を計上している。

神山悦子委員

土32ページの復興祈念公園整備事業について、県の負担分は幾らになるのか。

まちづくり推進課長

約9億5,900万円の事業費のうち、約6億9,300万円については福島県帰還環境整備交付金基金繰入金を充てている。残りの約2億6,600万円については最終的に震災復興特別交付税が措置されるため、結果的には県の持ち出しはない。

神山悦子委員

復興祈念公園の全体の整備費から見ると、新年度はどこまで進むことになるのか。

まちづくり推進課長

全体の事業費は約86億円である。令和3年度までに約27億円を執行し、新年度の予算が約9億6,000万円であるため、約40%の執行率となる。

神山悦子委員

私は予算をかけ過ぎだと思っている。追悼の施設を造るなどと言わないが、あまりにも広大ではないかということだけは指摘しておきたい。

あづま総合運動公園における使用料の徴収については土138ページに議案として出されており、維持管理の経費については先ほど説明のあった土29ページの都市公園管理費に含まれているが、この経費については、現在のどのような状況から見込んだかを説明願う。また、本会議でも質問のあった開閉式屋根の施設と新たに使用料を徴収する施設は異なる施設なのか併せて説明願う。さらに、使用料徴収の今後の見込みを聞く。

まちづくり推進課長

今回の条例の一部改正については、陸上競技場とテニスコートに照明を設置したことに伴い、使用料の額を新たに追加するものである。特にテニスコートについては、1日平均で約100人の利用者がおり、そのほかに、夜も利用したいとの要望もあったことから設置したものである。その中で1～2割の利用者には使ってもらえるのではないかと予想している。

鈴木智委員

土2ページのふくしまインフラツーリズム推進事業は、いわゆる土木遺産的なもののツーリズムなのか、それとも最新技術を見てもらうとの趣旨なのか、詳細を聞く。

次に、小名浜港東港について、本来であれば今年度で整備が完了予定だったと思うが、少し延びていると聞いている。整備完了の見込みについて聞く。

まちづくり推進課長

ふくしまインフラツーリズム推進事業は、ダム、トンネル、橋梁等の既存インフラを観光資源と捉え、地域の観光と結びつけた新たなツーリズム形態である。これから進めようとしているが、中通り、浜通り、会津の県内3方部において県民を対象としたモニターツアーを実施し、モデル的な代表のコースを造成するものである。このツアーの定着により、復興等の進捗を実感してもらい、公共事業の理解促進や建設業の担い手確保にも寄与できるものと考えている。来年度は中通りの県北地区で展開していきたいと考えている。

港湾課長

小名浜港東港地区については、整備状況に応じて、利用可能となった施設から順次供用を図っているが、最後に完了する施設における全面供用に必要な払出し側のベルトコンベヤーの整備工程等から、本年7月に全面供用となる見通しである。

神山悦子委員

あづま総合運動公園について、先ほど答弁がなかったが、開閉式屋根があるのはどの施設か。また、開閉式屋根によって維持管理費はどの程度になるのか説明願う。

まちづくり推進課長

体育館の中に屋内プールがあり、その屋根が開閉できる構造となっているが、落ち葉や虫が入ってくるため閉じてほしいとの利用者の苦情があり、近年は閉じている。しかしながら、天井照明の点検の足場も兼ねているため、年1回は開けて使っており、屋根を動かす点検に77万円要している。福島県都市公園・緑化協会への約7億7,000万円の委託料の中に、その維持管理費が含まれている。

神山悦子委員

やはりあまりにも立派な施設を造ると維持管理費も相当かかるし、メンテナンスも大変であることを指摘しておきたい。これを例として、建築物については、通常の使い勝手やメンテナンスを考慮し、利便性のあるものにすべきであると思うため、意見として述べておく。

次に、土33ページの住宅セーフティネット促進補助事業について、新年度はどこまで進める計画でこの予算が計上されているのか。

建築住宅課長

住宅セーフティネット促進補助事業については、今年度の9月補正予算により創設した市町村に対する補助事業であるが、県内の各市町村に補助の要望について聴取し、要望のあった件数分の金額を新年度予算に計上している。内訳としては、家賃低廉化のための補助が80戸、家賃債務保証料に対する補助が30戸、住宅改修費に対する補助が3戸であり、それらの所要額を計上している。

神山悦子委員

住宅セーフティネット制度は非常に大事であり、待たれているところもあると思うが、県としては、この制度を毎年どの程度広げる計画でここまで来たのか。新年度以降の全体の計画があるのかを説明願う。

建築住宅課長

この事業は市町村に対する財政支援である。住宅セーフティネット制度は創設されてから何年か経つが、昨年8月にいわき市において、初めて家賃の補助が始まったところであり、それに対して県としても財政支援を行うこととしたものである。住宅セーフティネット制度の意義、効果については県としても認識しており、今後とも、貸貸人や不動産の取引業

者に対して、セーフティネット住宅の登録について協力を要請していく。また市町村に対しても、財政支援と併せて補助金の交付要綱の作成など技術的な支援を行い、より県内一円に広めるべく、今まさに動いている。

神山悦子委員

努力は分かるが、なかなか市町村において進まず、何が課題なのかと思う。いわき市は、住宅が逼迫している状況が震災以降も余計に続いていることもあり取り入れたのかかもしれないが、なぜほかの市町村は取り組めないのか。市町村ごとに進めなければ進まないのか、県がやれば進むのか。何がネックになっているのかが私も分からないが、その辺りについてはどのように考えているのか。

建築住宅課長

セーフティネット制度の普及や構築は、地域の基礎的な自治体である市町村が主体となり、地域の要配慮者の実情や福祉施策との連携を考慮し、制度の必要性やターゲットを検討していくことが基本にある。県としては、そのような市町村の主体的な取組を基本とし、制度を導入していくのであれば、財政支援や技術的な支援を行っていくスタンスである。市町村に出向いて個別の説明も行っており、各自治体の事情に応じた支援を進めている。

神山悦子委員

先ほど家賃補助等の戸数の説明があったが、これはいわき市のみのか。

建築住宅課長

要望のあった戸数を積算したものであるが、今年度から始まったいわき市、来年度新たに始める郡山市の分である。また、ぜひ検討したいとの市町村も若干あったため、その辺りも加味して戸数を積算している。

神山悦子委員

市町村は市町村として進め、県は県として進めることは大事である。石川町が何かの補助を実施していると聞いていたが、そこには含まれていないのか。

建築住宅課長

ただいまの説明は家賃補助に関するものであり、石川町については、来年度も改修費補助を実施することとしており、昨年度、今年度、来年度と3年続けて実施することとなる。

神山悦子委員

公営住宅をなかなか造れない中で、障害者、高齢者、若者など住宅の確保が困難な者のために創設した大事な制度であるため、さらに市町村に広げるべきである。補助が足りなければ増やせばよいし、その辺りをもう少し住宅政策の一つとして行うべきと思うが、その点について考えを聞く。

建築住宅課長

県としては、市町村の要望を踏まえて予算措置していく考えである。また、市町村の考えを丁寧に聞きながら、技術的な支援を講じていきたいと考えている。

山内長委員

土123ページ、博士峠の工事請負契約の一部変更関係以降、事故繰越の議案となっており、山がもろかった、岩石の破碎工事をしたところ様々に出てきたとして事故繰越になるとのことであるが、施工しないと分からないため、事故繰越は頻繁にあるものと考えてよいのか。また、博士峠の事故繰越の理由をもう少し詳しく説明願う。

道路整備課長

発注して工事を行っている段階において、予期せぬことが起きることがある。それに伴い工期が不足することとなり、今回、工期の延長をしようとするものである。

2点目の議案第59号の博士トンネル2については、トンネルの掘削に当たり、地山が脆く、崩落を防止する補強が必要となったものである。トンネルを掘る際、掘削面を支える鉄の支柱があるが、山の状況が想定以上に悪く、ずれが生じた。それらを補強するため、ロックボルトという鉄製の棒を想定よりも多く設置する必要があるが生じた箇所が複数あり、それに伴

い工期が不足したため変更するものである。

山内長委員

議案第60号については破砕工事が発生しているとのことであるが、その状況についても説明願う。また、博士トンネルは昨年の7月に貫通し、1～2年で開通する予定で現在進んでいるが、開通までの見込みについても併せて説明願う。

道路整備課長

議案第60号については、博士トンネルの会津美里町側において、アースシェッドというスノーシェッドと同じような形式の構造物の工事を進めているものであるが、その下部工の掘削に当たり、安全確保のために鋼矢板を打ち込み土留めを行っていたところ、地中の岩石が想定以上に多く、土留めを打つ時間が想定よりもかかったため、工期を延長しようとするものである。

博士トンネルについては現在、アースシェッドなど前後の改良も含め工事がピークであり、工程等の精査も併せて進めており、完成時期については明らかになった時点で公表していきたいと考えている。まずは早期完成に向けて全力で取り組んでいく。

山内長委員

なるべく早く完成するよう、よろしく願う。

次に、道路の環境整備と言えばよいのか、例えば、昭和村からカスミソウの絵を付けてほしいとの要望や、会津美里町からアヤメの絵を付けてほしいとの要望があるが、どのように対応していくのか。対応できるのか否かも含めて説明願う。

道路整備課長

地元からそのような要望があることは承知している。できるものとできないものを整理し、できるものについては対応していきたいと考えている。

神山悦子委員

土96ページの小名浜港ふ頭埋立造成事業（東港野積場）について、この予算は照明設備分のみか。また、東港の総事業費そのものが増えるのか併せて説明願う。

港湾課長

今回計上した予算は、東港地区の利用状況や港湾関係者の要望等を踏まえ、夜間荷役作業の安全の向上を図るため、野積場の附属施設である照明設備を設置するものである。野積場や荷役機械など全面供用に必要なものについては、予定どおり全体事業費の中で完了を図れると考えており、今回の照明設備については附属施設ということで、港湾を運営しながら必要に応じて検討した結果、野積場に新たに設置したい。

神山悦子委員

安全のための設備は必要だと思う。ただ、これまで小名浜東港全体の予算を取ってきて、最終だと思っていたのだが、新たに照明設備の予算が加わるということか。

港湾課長

繰り返しになるが、全面供用に必要な施設については全体事業費の中で対応可能であるが、今回の附属施設については、利用状況等を踏まえて新たに計上したものである。

神山悦子委員

この点については後で詳しく聞きたいと思う。

次に、土122ページの工事請負契約の一部変更について、事故繰越の理由を再度説明願う。

道路整備課長

国道288号において富久山大橋の上部工を架設する工事であるが、桁を支えるためにベントという鋼製の支柱を河川の中に立てる計画であったところ、出水等により洗掘が進むなど、阿武隈川の河床の状況が変わってしまい、設置が困難になってしまった。それに伴い、工法変更の検討や関係機関との調整、協議に時間がかかり、工期が不足したため、工期の

変更をしようとするものである。

神山悦子委員

令和元年の台風第19号によるものと捉えてよいか。

道路整備課長

令和元年台風第19号とその後の度々の出水等によるものである。

高野光二委員

復興公営住宅について、双葉郡から123戸分の整備を要請されていると思うが、全体的な認識として、保留している部分以外は復興公営住宅の整備はほぼ完了に近い。また、一定程度の空きもあるが、双葉郡からは具体的にどの辺りにどの程度の規模で整備してほしいとの要望があるのか。

建築住宅課長

原子力災害による長期避難者のための復興公営住宅については、全体の整備計画のうち123戸分については、整備をせずに保留している状況である。そのうちの72戸については設計が終わっており、いわき市内のものである。県全体の入居率は約84%であり、若干空きがある状況であるが、避難地域復興局において入居の需要を見定め、造る必要があるとなれば今後造ることとし、現在は工事着手を見合わせている状況である。

ただいまの説明は長期避難者のための町外の住宅に関するものであるが、現在、双葉町や大熊町において帰還のための住宅を整備しており、県としては、町からの要請により、代行整備という形で協力している状況である。

高野光二委員

例えば相馬郡やいわき市に避難している双葉郡の住民が入る住宅はほぼ満たしており、その中でも空きがあるため、新たに建てることはないとの理解でよいか。一方で、地元としては拠点整備も含め、帰還者のために住宅を建てたいとのことか。集合住宅や戸建てなど様々あるが、どのような構想でどの程度建てるのか。この123戸は保留なのか具体的な計画に上がる戸数なのかも含めて説明願う。

建築住宅課長

保留している123戸については、双葉郡の住民が原子力災害により外に避難するためのものである。それについては、入居需要を見定めており、まだ建設はしていない状況である。一方、ふるさとの中に整備する住宅については、各自治体において、戸建て住宅や宅地分譲、必要な住宅数などについて計画を進めている。その中で、帰還者向けの災害公営住宅を整備する計画があるため、土木部による技術的な支援として代行整備をしている状況である。

高野光二委員

双葉郡に帰還する住民の住宅については、土木委員会だけで検討するものではなく、具体的に決まればここで検討していくことになると思うため、必要に応じて速やかな対応を期待したい。先ほどの説明では、どのようになるのかが全く見えないため、はっきりした時点で説明願う。

次に、土砂のストックヤードの件であるが、建設発生土処理の推進のためのストックヤードがないために河川のしゅんせつ土の処理がなかなか進まない状況であると思う。ストックヤードの用地を県で取得する、また、市で用地を確保したところに仮置きする、あるいは、盛土や基盤整備のために土砂を利用するなど様々な形があると思う。財産管理上、県で用地を取得するのは難しいと思うが、いわき市のストックヤードの概要を説明願う。

技術管理課長

まず、ストックヤードの内容であるが、公共事業で発生する建設発生土と呼ばれる土砂については、有効利用を推進するため、土砂を必要とする別の現場において利用しているが、土砂が発生する時期と利用する時期との間に、少しずれが生じるため、土砂をストックしておく場所を整備し、土砂を置き、使うときにそこから運び出すということを目的としたものがストックヤードである。

次に、いわき市の工事の概要であるが、建設発生土の有効利用を促進するため、約70万m³の建設発生土の受入地を整備

する工事であり、いわき市の常磐藤原町地内において約11万㎡の土地に土砂を受け入れる予定である。

高野光二委員

ストックヤードの予算が1億円計上されているが、この11万㎡の土地は県で取得するのか、あるいは借りるのか、その辺りを説明願う。

技術管理課長

この土地はもともと市の土地であり、県が取得する予定である。

技術管理課長

午前中に答弁した受入地の土地について、いわき市からの買収と答弁したところであるが、確認したところ、無償借地の方向で現在協議中である。

高野光二委員

債務負担行為であるため、ある程度のつかみの限度額であると思うが、無償借地であるとする、この予算との関係はどうなるのか。

技術管理課長

いわき市から無償で借りる土地について、県で令和4、5年度の2か年にわたって行う工事費用の5年度分の債務である。

高野光二委員

仮置きするための整備費、あるいは、市に土地を返す際の整備費と理解してよいか。

技術管理課長

基本的にそのような理解でよいと思うが、県が工事と維持管理を行い、仮に最終的に市に返すこととなった場合には、県が元の形状に戻す予定であるが、現状ではストックヤードの用地として無償で借り続ける予定である。

三瓶正栄委員

議案第65号から議案第69号について聞く。吉間田滝根線は私の地元であり、昨年、広瀬工区について質問した経緯があるが、工事請負契約の変更理由を具体的に説明願う。

道路整備課長

まず、議案第65号については、吉間田滝根線の7号橋上部工を施工する工事である。この上部工は、その下の下部工ができていないと施工できないが、その下部工工事において硬質地盤が確認され、対策に時間を要したことに伴い上部工の着工が遅れたため、上部工の工期延長等をするものである。

次に、議案第66号については、これも同様に吉間田滝根線であるが、インターチェンジ予定地のDランプ橋の上部工である。この工事は、施工計画上、先ほど説明した7号橋ができないと着工できないものであり、7号橋の遅れに伴い、こちらも遅れるため、同様に工期を変更するものである。

次に、議案第67号については、これも同様に吉間田滝根線のインターチェンジ内のEランプ橋の上部工である。これについても、下部工において硬質地盤が確認され対策に時間を要したことに伴い、上部工の工程に遅れが生じたため、工期を延長するものである。

次に、議案第68号については、同じインターチェンジ内の小戸神橋上部工であるが、下部工において軟弱地盤が確認され、土を掘るに当たり切った法面が不安定になるため、矢板等による仮締切の必要が生じた。その対策に時間を要したことに伴い、上部工の着工が遅れたため、工期を変更するものである。

次に、議案第69号については、インターチェンジ東側の県道船引大越小野線と交差する辺りである。ここは長大のり面が発生する計画となっており、それを施工しているところであるが、昨年2月の地震の影響により、掘削したのり面に亀裂等が生じ、その対応に時間を要したため、工期を変更するものである。

三瓶正栄委員

田村市からいわき市までの6.6km区間の国の代行事業について、早期に完成するよう努力するとの答弁があった経緯があるが、その進捗状況を説明願う。

道路整備課長

吉間田滝根線広瀬工区については、早期完成に向け、現在、工事等もピークであり、完成時期等については見通しが立った段階で改めて公表等をしたいと考えている。

三瓶正栄委員

引き続きよろしく願う。

次に、福島空港について聞く。先日の議案説明において、土28ページの中で、拡幅工事について令和8年度までに対応するとの説明があったと思うが、詳細について聞く。

空港施設室長

福島空港のRESAの整備工事については、現在、RESAと呼ばれる滑走路の端の安全区域を南側に40m設けているが、国の基準が改正され、90m以上の確保が必要となったため、プラス50mを最低限確保するための工事を実施するものである。福島空港は高台にあるため、盛土によって50mの平らな部分を確保する工事であるが、概算で約30万㎡の盛土が必要となり、令和8年度までの年次計画に基づき、今後、計画的に実施していく。今年度は債務負担行為を設定し、4年度分の工事についても年度内の工事完了を目指して実施する。

三瓶正栄委員

面積はどの程度になるのか。

空港施設室長

手元に資料がないため明確には答えられないが、水平方向に50メートルを確保し、約2割5分の勾配で下の方に落としていくこととなり、下に行くと面積が広がるため、それなりの面積にはなるかと思われる。

三瓶正栄委員

いずれにしても、航空機の運航における安全性の向上にはしっかり対応し、空港の利活用促進にもつながるよう対応願う。

神山悦子委員

土2ページ、省エネ・再エネ建築技術集積事業の内容について説明願う。

営繕課長

福島県の2050年カーボンニュートラル宣言の実現に向け、県有建築物を改修する際のZEB（ネット・ゼロ・エネルギー・ビル）化を推進するためのガイドラインを策定するものである。

神山悦子委員

県ではこれまでも、個人の住宅も含め省エネルギーや再生可能エネルギーの推進を行ってきたと思うが、それは別の補助のメニューであり、この事業は県有建築物を対象としたものということか。また、ガイドラインはどのように活用するのか。

営繕課長

このガイドラインは、あくまで県有建築物を対象と考えている。県有建築物にも用途は様々あるが、営繕課においては、事務庁舎や県立学校など、施設を所管する各部局からの依頼を受けて設計や工事監理を行っている。そのため、県としては、各部局において施設整備の発議があった際に、各部局に理解を得ながらZEB化を進めていけるようなガイドラインの使い方を考えている。また、公表や説明会等を通じて、市町村や民間の施設にも参考として使ってほしいと考えている。

神山悦子委員

私も見てみたいが、作成はこれからか。

営繕課長

今年度も同じ事業名で予算化をしており、今年度は新築版のZEB化のガイドライン、来年度は改修版のガイドラインを策定する。今年度の新築版については今月中にはまとめたいと考えており、ある程度公表できる段階になれば各方面に周知できると考えている。

神山悦子委員

これは非常に大切な取組であると思う。現在のロシア情勢を見ると、原油高騰も相当続き様々な面で影響が出てくると思うため、2050年ということであるが、前倒しで具体的に進めることにより原油高騰にも対応できると思う。県の公共施設がモデルになっていくのは非常に大事な取組であり、早期の実現を願っている。

省エネ住宅等の支援については、資料の別のページにあるか。

建築指導課長

既存住宅の省エネルギー改修については、土35ページのふくしまの低炭素社会づくり推進事業の中に含まれており、1億1,000万円を計上している。

神山悦子委員

どの程度の民間住宅の補助になるのか。

建築指導課長

100戸を想定している。

神山悦子委員

どのような補助制度なのか説明願う。

建築指導課長

居間、食堂、台所、脱衣所において、窓全てと天井、壁、床の一部について断熱改修を行う場合、工事費の2分の1を120万円を上限、寒冷地の場合は150万円を上限として補助するものである。また、部分的に1部屋だけを断熱改修する場合は、工事費の3分の1を80万円を上限、寒冷地の場合は100万円を上限として補助する。

(3月14日(月))

三瓶正栄委員

第2次ふくしま建設業振興プランの策定に当たり、福島県建設業産学官連携協議会から意見を聴いたとのことであるが、どのような組織なのか。

建設産業室長

福島県建設業産学官連携協議会は、県内建設業について現状や課題の共有、施策の検証、新たな施策の提案等を行い、県内建設業の振興を推進することを目的とし、平成30年2月に県が設立した組織であり、建設業協会等の建設関係団体、大学教授等の学識経験者、県教育庁、関係部局等で構成している。なお、今回のプランの改定に当たっては、昨年度から今年度にかけて協議会とその下部組織である幹事会を計8回開催し、委員の意見も踏まえながら改定を進めている。

三瓶正栄委員

協議会からどのような意見が出され、どのようにプランに反映されているのか。

建設産業室長

協議会においては、多岐にわたり様々な意見が出されているが、その中でも特に大きな課題である担い手の確保については、若者が建設業に魅力を感じる事が重要との意見が出されており、社会的役割や仕事のやりがい等に理解を深めもらうため、工事現場の見学会、SNSや動画等のPRの効果の高い媒体を活用し、広報を強化していきたいと考えている。

また、担い手の育成については、建設の経験がない者などが入職した場合でも、仕事をしながら技術や技能を身につけて定着を図る必要性についても意見が出されている。このため、入職者のニーズに合った学習機会の創出等の施策も設け

ている。

三瓶正栄委員

県内建設業の担い手としてしっかり持続していくためには、これらの担い手の確保、育成も含め、今回のプランに掲げた重要な課題に対する施策についてフォローアップしていくことが非常に重要であると認識している。今後、どのようにフォローアップしていくのか聞く。

建設産業室長

フォローアップについては、各施策を所管している関係部局と連携しながら、毎年度各施策の取組実績を確認し、産学官連携協議会へ報告して意見を聴きながら必要な改善を図るなど、しっかりとPDCAサイクルを回しながら実施していきたいと考えている。また、建設業を取り巻く情勢の変化等により新たな対応が必要となったものについては、柔軟に見直し等を行っていく。

三瓶正栄委員

建設業関係者との意見交換の中で、若い世代の就業率が約2割であるとの話も聞いている。地域の担い手である建設業が今後さらに発展していくことを願っている。今後ともしっかり対応願う。

神山悦子委員

福島県住生活基本計画について、計画期間が令和4年度から13年度までの10年間となっているが、この期間の設定の考え方を説明願う。

建築住宅課長

住生活基本法に基づく法定計画であり、各都道府県とも10年間で設定している。

神山悦子委員

これまでも省エネ住宅や耐震化のための施策を行ってきたと思うが、その実績を聞く。また、その実績を踏まえて、この計画においてどのように進めるのか説明願う。

建築指導課長

省エネルギー化のための既存住宅の改修事業については、平成28年度からスタートし、これまで518戸の実績がある。現在、国においても省エネルギーに関する様々な補助メニューがあるため、県としてもすみ分けを検討しながら、引き続き省エネ住宅の改修の補助に取り組んでいきたいと考えている。

神山悦子委員

多くの者に利用してもらおうと同時に、個人にとって利用しやすい補助メニュー等が必要であると思うが、補助金の増額も含め、補助の在り方の見直しは考えているのか。

建築指導課長

現在、2050年カーボンニュートラルに向け、国土交通省や環境省等において、既存住宅改修の補助メニューが様々示されている。県としては、どのように不足を補うべきかを考えながら、県の補助事業を検討していきたいと考えている。

神山悦子委員

意見として述べるが、省エネ住宅は、環境面のほか県内の事業者にとっても仕事が増えるなど何重にも効果があり、さらに県民に利用してもらえるように、分かりやすい周知や補助メニューを実施願う。

高野光二委員

第2次ふくしま建設業振興プランについて聞く。

現在、業界の担い手不足はあらゆる分野で生じているが、建設業においては、若い担い手がないことは大分前から言われていると思う。具体的にどのようなことが若者に受け入れられ、その職種に来るのか。実際にはなかなか思うように状況が改善しないというのが現状であると思う。

例えば、農業高校で農業土木関係を選択した生徒は、卒業後も同種の業界に行く傾向がある。本県においては岩瀬農業

高校と福島明成高校がカリキュラムに取り入れており、進路を見るとそのような傾向がある。やはり高校教育の場からそのような取組を行う必要があるのではないか。

ほとんどの現場仕事では資格を必要とする。安全を考えると、現実的には資格を持たなければその作業はできないため、県としてどのように資格の取得や技術的なノウハウを指導、育成していくのか。

SNS等によるPRも分からなくもないが、これから若者にこの職種を選んでもらうためには、県として具体的に何をしていくのか説明願う。

建設産業室長

建設関係団体と連携して様々な施策に取り組む中で、高校生との座談会においてアンケートを行うと、建設業における休日や給与の面における負のイメージが座談会後には解消されていることがあるため、今後もしっかりと建設業の魅力を伝えていきたい。その中で、若者にとっては休日が非常に重要ということもあるため、生産性の向上のためにICT活用工事を促進するなど、働き方改革についても積極的に進めていきたいと考えている。

また、高校における指導については、これまで建設業協会において建設系の学校を中心に行ってきたが、今後は幅広く入職を働きかけることが重要であるため、今年度からは協会において高校の教員との懇談の場を設けている。来年度も引き続き行うとのことであるため、県としても、それらとの連携強化を図りながら、高校生や大学生に対する建設業へのアプローチをより積極的に進めていきたい。そのような方向で振興プランにも掲げているが、現在詳細を検討しているため、可能なものから順次実施していきたいと考えている。

高野光二委員

これは執行部としては答えられない部分があると思うが、業界の入札から実際の現場で作業するまで、下請や孫請、さらにその下までである。一番下で働く者たちの給与は最初の単価の設定から極端に差があるため、本気になって汗を流したときにはそれなりの喜びと対価がもらえる仕組みを考えるよう要望とする。

神山悦子委員

流域治水の考え方について聞く。郡山市の逢瀬川流域の住民からも陳情が出ているが、国は国土交通省が遊水地を設けたりする一方で、県は県の河川を、市町村は市町村の防災対策も含めた対応を行っているようであるが、ばらつきがある印象を私も持っている。防災のための流域治水について、県として現在どのように考え、今後どうするのかを聞く。

河川計画課長

流域治水については、近年の激甚化、頻発化する水災害に対して、上流から下流までのあらゆる関係者一同で治水対策に取り組み、浸水被害を軽減していくとの考え方で始まったものである。阿武隈川の流域治水協議会については、国、県、流域の市町村が集まり、どのように治水対策を行うのかをそれぞれ持ち寄り、1つのプロジェクトとして連携、協働しながら進めていくものである。阿武隈川の逢瀬川を含むプロジェクトについては、国、県、市町村の治水対策に効果のある事業をまとめ、昨年3月に策定したところである。今後は、流域治水協議会において、各事業の進捗状況や新たな施策について情報共有をしながら、浸水被害を軽減していくための取組を広めていきたいと考えている。

神山悦子委員

そこに住む地域住民はどのように関わって進めているのか。

河川計画課長

流域治水については、流域に住む関係者に治水対策に取り組んでもらうことが非常に重要であるが、住民には、まだ流域治水に対する理解が浸透していないところがあると考えている。県としては、住民に理解を深めてもらえる取組を行っていききたい。

神山悦子委員

逢瀬川のみならず本宮市でも浸水被害を受けた。住民からすると、国、県、市町村が全体としてどうするのかを知りたいと思う。激甚と言われるような大雨の経験者が安心して住み続けられるようにするためには、協議会をより見えるよう

にすべきと思う。確かにそれぞれ説明会も開いてきたが、全体としては国や県など誰がまとめるのか。国と市町村の両方を見れるのは県だと思うが、その辺りを聞く。

また、女性の視点も取り入れていくなどの工夫や、より分かりやすい説明がなければ、住民の協力も得られないのではないか。これから6月以降の出水期を迎え、災害がいつ起きるかも分からないため、今までと同じ方法を繰り返すのではなく、進捗状況や今後の方向性が分かるようにすべきと思うが、どうか。

河川計画課長

各関係者が流域治水に取り組んでいるが、その効果や取組が見えにくいとの意見が出ている。住民に理解してもらうためにどのようにすべきかについては、流域治水協議会の中で連携して考えていきたい。

神山悦子委員

災害は今後も続くため、住民から説明を求められたらそのような場を設けることも含め、分かるように説明願う。県は国と市町村の両方を見ることができ、私としては県の役割が大きいと思うため意見として述べる。

次に、いわき市好間工業団地の仮設住宅の撤去工事について、代金が支払われていないとの相談を2次下請から受け、先日も説明を聞いたところであるが、元請に支払った金額と支払日を聞く。

建築住宅課長

手元に資料がないため、後ほど確認して答弁したい。

神山悦子委員

後ほど正確な金額を示してほしい。2次下請は約半分程度で受けたと思うが、借金により労賃を払ってはいはずい。私も県の元請・下請関係適正化指導要綱を見たが、これは元請のみならず下請も含めて適正に行われているのかを定めたものであり、1次であろうと2次であろうと、税金で支払う県の発注者責任として確認する必要があると思う。令和2年末に契約し、4月に支払ったと聞いたが、それでよいか。

建築住宅課長

要綱に基づき、発注者として元請を通じて下請への支払い状況を確認している。

神山悦子委員

元請にはいつ支払ったのか。

建築住宅課長

工事完了後に求める下請負報告書に不備があったため、確認中である。

神山悦子委員

いつ契約代金を支払ったのか。

建築住宅課長

令和2年度末に仮設住宅の撤去工事が終わり、県の検査を行い、その後、速やかに県から元請に対して支払っている。

神山悦子委員

支払いは4月以降と私は聞いている。先ほど説明があったように、報告書の一部に不備があり提出されていないこと自体が私には信じられないが、そのような事例はほかにもあるのか。

建築住宅課長

今回の事例以外には承知していない。

神山悦子委員

代金を支払ってしまったとのことであり、しっかりと追いかける必要がある。4月に支払ったとすれば、間もなく1年となる。この元請業者は郡山市の業者であるが、書類も不備のまま1年も過ぎていること自体、いかがなものかと思う。書類をきちんと出すよう厳しく求めなければ、ほかの工事案件も疑われてしまうのではないかと。県の対応が甘いと思うが、提出させるものと考えてよいか。いつまでに提出させると考えているのか。

建築住宅課長

この撤去業務は業務委託で行っているが、下請の最終的な報告書については、今月中の提出を求めている。

神山悦子委員

工事完了後に検査を行い代金を支払ったとのことであるが、支払う前に何らかの書類の提出は必要ないのか。

建築住宅課長

委託業務により発注していたが、委託の成果は書類及び現場で確認する。解体撤去業務であり、現場がきれいに整地されていることでもって成果を確認したため支払った。

神山悦子委員

そのときには何らかの書類が必要か、通常はどうしているのか説明願う。

建築住宅課長

撤去する前後の写真や撤去中の写真など、委託の経過も含めて分かる書類を出してもらい、現地で成果が出されていることを目視で確認している。

神山悦子委員

それを確認するのは当然である。書類を確認しないまま、一応目視で判断して大丈夫とのこと支払った。しかし、その後の書類は出てこない。1年間も放置することは問題であり、そのような業者に発注してよいのかが非常に気になる。県として内容をしっかり調査し、元請にしっかり指導するとともに、少なくとも元請と1次下請までは明らかにしなければならない。指名停止とされても仕方がない案件であると思う。元請への指導を引き続き強め、少なくとも書類はしっかり出させるよう県の対応についても厳しく求めるため、よろしく願う。

高野光二委員

河川の整備については、原発事故以来、手をつけられない状況がある程度続き、河川も非常に荒れた状況である。放射能を含んだ水が山から流れてきて河川の土壌を汚し、それを持って行くところがないため動かせないとの状況があったが、現在はどのようになっているのか説明願う。

また、私の地元でその土を農地の基盤整備のための盛土に有効利用することとしているが、土壌の安全性や検査の体制について、現在の状況を説明願う。

河川整備課長

現在、帰還困難区域等においても大震災の災害復旧工事を実施しているが、その一部においては、線量が高いものもある状況である。

高野光二委員

土壌の放射能の数値が高いために手をつけられないのか。私も戻って住んでおり、周りの数値も下がっているため、以前のように危険を感じるような状況には全くないと認識しているが、有効活用する際には、例えばデータとして測定し、この程度下がっているため安全であるというような説明が必要であると思う。農地への有効活用はよいことであるが、放射能の影響により動かせなかった土に対して心配している者もいる。だからこそ、安全であることを示す必要があると思うが、ただいまの内容では全く答えになっていない。

河川整備課長

東日本大震災の災害復旧工事については現地の線量を測りながら実施しているが、帰還困難区域において表面線量率が0.23 μ Sv/hを超えるようなところもあり、再利用についてはその辺りの状況を確認しながら実施している。農地への再利用については飯館村の話かと思うが、県の工事で発生したものを使っている状況にはない。

高野光二委員

私の地元の南相馬市では、小高区の井田川で基盤整備を行うが、そこは海より水田が低い地域で、1 m程度盛土をする。おそらく南相馬市で出るであろう30万 m^3 の河川の土が全部そこに入る面積である。このことによって河川は一気にきれい

になっていくため、基盤整備と併せて有効活用することは賛成である。しかしながら、将来そこで米を作るわけであり、入れた土の放射能の数値はこの程度だから安心であるというお墨つきはつけるべきと思うが、どうか。

いわき市の土地を借りて土を仮置きするという説明もあったが、山中であればよいが、近くに住んでいてそのような土を心配している住民がいるとすれば、危険な土ではないことをしっかり説明する必要があると思う。そのような観点から答弁願う。

河川整備課長

河川の工事によって発生した土砂のほかの現場への利用については、表面線量率が $0.23\mu\text{ Sv/h}$ 以下であることを基本として実施しているところかと思う。発生状況を確認しながら進めていきたいと考えている。

建築住宅課長

午前中に神山委員から質問のあったいわき市の好間工業団地における応急仮設住宅の撤去業務委託について、県が受託者に支払った金額は4,363万5,900円、支払日は令和3年5月6日である。

神山悦子委員

代金を支払うまでの間は施工管理台帳か何かを交わすと思うが、提出しなければならない書類は何か。

建築住宅課長

検査を行ったのが3月であり、その後2か月以内に、元請、1次下請、2次下請間の支払代金の金額や支払日について書類を提出するルールである。それがまだ提出されていないため、現在も求めている最中である。

神山悦子委員

元請・下請関係適正化指導要綱においては、下請は一部だけではなく、それに続く全ての下請契約における請負人とされており、それを明らかにする必要があると思うため、指摘しておく。

まだ提出されていない書類の名称は施工管理台帳でよいか。

建築住宅課長

書類の名称は下請負報告書である。

神山悦子委員

施工管理台帳というものは、代金を支払った後に提出されるのか。

建築住宅課長

施工体制台帳は工事期間中に下請の全体像が決まった時点で提出することとなっている。最終的には、元請、数次下請の全体について、契約額や支払日を明らかにした下請負報告書を提出させ、元請と下請の適正な取引を確認することとなる。

高野光二委員

午前中に引き続き、河川の土壌についてであるが、平成23年12月26日に「ステップ2の完了を受けた警戒区域及び避難指示区域の見直しに関する基本的考え方及び今後の検討課題について」を、復興庁、厚生労働省、農林水産省、国土交通省、環境省の5省庁でまとめている。それによると、「港湾、河川等のしゅんせつを行う場合、地上の土壌の放射能濃度との相違があることが考えられるため、しゅんせつした土壌の表面線量率等を測定し、しゅんせつした土壌を置く場所において住民が受ける放射線量を上昇させることのないよう適切に取り扱う」とされている。また、資料には、表面線量率が $0.23\mu\text{ Sv/h}$ を超える場合や放射能濃度が 100 Bq/kg を超える場合には盛土をすることなど、細かい規定があるようだ。今後の台風の被害をなくすために河川のしゅんせつをしっかりと行うことは、非常に重要であると思う。また、その土壌を有効活用すれば経費の削減にもつながる。そのためには、それを担保する線量を示し、大丈夫であることを示しておくべきであると思う。そのような観点から答弁願う。

技術管理課長

委員指摘の平成23年12月26日の文書の後、25年10月25日に先ほどと同様の5省庁から、「福島県内における公共工事に

おける建設副産物の再利用等に関する当面の取扱いに関する基本的考え方」という文書が出されている。その中においては、帰還困難区域・居住制限区域において発生する建設副産物であっても、放射能濃度が100Bq/kg以下である場合には工事制約のない使用が可能とされている。また、当面の措置として、道路、河川等の屋外の公共工事に使用する再資源化資材については、表面線量率が0.23 μ Sv/h以下である場合には使用が可能とされており、現在これに基づき工事を行っている。

河川整備課長

南相馬市小高区で行う井田川の圃場整備については、今後の土砂の搬入に向け、現在、農林事務所等と協議中である。搬入する土砂の線量はこれから測定することとなるが、基準値を確認して、土地改良区や地権者に調査結果を丁寧に説明し、了解を得ながら進めていきたい。

高野光二委員

放射線で汚染された土壌や風評被害など大分苦しんできた。今後もそのような課題を背負って本県で生活なり経済を営むことは避けては通れないことであるからこそ、安全・安心をどのように担保するかが非常に大事である。長泥地区の表土を剥いだ下の広大な面積を今後どのように活用するか、私は全く否定しない。私も何度も見に行っているが、活用方法やどのような作物を植えるかなどを地域住民とも検討したいと思っている。しゅんせつ土をどのように使うかとの今回の議論も、私は大いに結構である。そのためにも数字でしっかり示すことが大事であると思うため、よろしく願う。要望とする。

次に、建設業における担い手の育成について先ほど説明があったが、業者との懇談会において現場の仕事の大切さについて講習を受けたことにより、若者たちの考え方や仕事に向き合う姿勢が変わってきたとの話を聞いており、これはよい効果である。また、令和元年の台風第19号の際には市町村における災害の申請は非常に大変な状況であったが、県から市町村に応援職員が派遣され具体的な申請の手順について県から指導を受けて助かったとの話も聞いている。そのようなきめ細かな指導は大事であるため、一部への指導ではなくマニュアルとしてまとめ、現場で働く者や監督者に対して指導した方がよいかと思うが、実態を聞く。

土木企画課長

ただいまの質問は、災害等が起きた際の資料の作り方等についてのコンサルタントに対する指導とのことでよいか。

高野光二委員

市町村の職員に対する指導についてである。

土木企画課長

市町村への指導については、日頃から建設事務所の企画調査課等を中心に、技術的な指導を行っている。特に台風で被害を受けた市町村数が多かったこともあり、職員が出向くなどの対応をしていた。そのような対応は非常に重要であるため、今後も続けていきたいと考えている。

高野光二委員

市町村の仕事がスムーズに進むような配慮や対策はぜひ行ってほしいと思うため、よろしく願う。

次に、土地の先行取得について聞く。当然ながら用地を買収しなければ将来の道路の整備はできないが、場合によっては先行取得ができる可能性がある。私の地元において現在、県道整備が進められている。以前、その場所で高校生の事故があり、私も議会で2回ほど質問をしたが、土木部の出先機関の担当者は、全く対応しなかったわけではないが、復興の期間中なのでもう少し後で対応すると言っていた。復興事業が優先であることは理解できるが、偶然その周りで農林水産部側の基盤整備を行っていた。基盤整備を行う際に用地を先行取得しておけば、いち早くそこで県道の拡幅工事ができると思ったが、既に工事が進んでいる状況であり叶わない。基盤整備には補助金が入っているため8年間は動かせず、ずっと先送りになるため非常に悔しく、地団駄を踏む思いであった。

土木部側だけではなく農林水産部側にも言えることであるが、私が議会での質問や話題として出してきたインフラ整備

の際に、地域との連携がないことに悔しい思いがある。市や地域住民から整備の要望等があれば優先的に対応できるとの話もあり、事前に何度も質問したり話をするが、農林水産部や市との連携がないと感じている。

道路整備については、各議員が地域の課題をもち質問しているが、様々な関係機関とどのように連携しているのか聞く。
道路整備課長

道路整備については、圃場整備や市町村が行う事業など、様々な計画があり、事前の調整が非常に重要であると考えている。特に圃場整備等については、県、市町村や土地改良区等が行う場合がある。事前に各計画を共有し、道路ではどのように進めていくか、場合によっては、あらかじめその区域を空けてもらうなど事前の調整を進めていくことが基本である。

高野光二委員

そのような事業を行う際には、関わる自治体や団体に情報を提供し、関わる事案の有無を確認しているということか。

道路整備課長

委員指摘のとおり、農業側との事業調整として、当該年度や次年度に関わる内容を互いに情報共有しながら進めている。

高野光二委員

今回の事案については、出先機関の農林事務所にも土木事務所にも一生懸命対応してもらったと思っている。基盤整備については地域住民の話も聞いたが、その道路は県で整備してほしいとの要望があった。また、市にも話を聞いたが、県の考えとすり合わせをしないと手を挙げられないと言っていた。県の出先機関の話によると、南相馬市は道路整備計画をつくっていないようである。道路整備計画をつくるには県との協調やすり合わせが必要であるが、計画をつくっていないため、どの道路を最初に整備するとの優先順位がない。県の出先機関としては優先的に上がってきたものについては優先的に対応すると話していたが、市としてそのようなものがないことが問題なのか。いずれにしても、今説明にあったようなことが通常行われていれば、地域住民の思いに沿えたのではないかとの悔しさがある。

今後は地域の要望に耳を傾けながら、二重の投資をする必要がないように進めた方がよいと思う。それは私の地元だけではなく、ほかの地域においても同様である。横断的な連携により進めるよう希望するが、考えがあれば答弁願う。

道路整備課長

繰り返しになるが、道路計画を進めるに当たっては、関係機関との情報共有をしっかりと行いながら進めていきたい。

鈴木智委員

建設業の魅力化のための週休2日制について、モデル工事やICTの活用などの様々な取組は理解しているが、建設業や建築業の現場においては、天候の影響や工程のずれ、どうしても働きたい人がいるなど、週休2日制を完全には実施できないとの実態があると思う。公共工事のみ行っているのであれば簡単かもしれないが、民間工事も扱うとなかなかそうもいかないのが実態であると聞いている。今後どのようにミスマッチを埋め、週休2日制を実現させて魅力化につなげていくのか聞く。

技術管理課長

令和元年10月から、4週8休以上を達成した受注者からの発行申請により、週休2日の確保工事の証明書を発行している。また、2年度から週休2日制の普及促進のため、「週休二日制普及促進DAY」を設け、2年度は7～10月の第2土曜日、3年度は毎月1日と第2土曜日、4年度は毎月第2土曜日と第4土曜日を休日としてもらう取組を進めているところである。

神山悦子委員

いわき市の好間工業団地における応急仮設住宅の撤去について、検査を行ってから2か月以内に提出する必要がある下請負報告書がまだ提出されておらず、代金については5月に支払ったとのことである。書類がないのに支払ったのか。決裁は誰が行うのか。

建築住宅課長

完了の検査を行い、委託の成果を確認できたため、県として契約代金については支払った。検査を行ったのが3月であるが、数次下請も含めた代金の支払い状況について、検査後2か月以内に提出するということが要綱の規定である。その提出を求めているが、元請、1次下請、2次下請の間でトラブルが発生しており、提出されていない。発注者である県としては、要綱に基づき関係当事者間の協議をしっかりと行って書類を出すよう継続して指導しているが、元請と下請との調整がうまくいっておらず、まだ出されていない状況である。

神山悦子委員

私の質問は、書類がないまま代金を支払ってよいのかである。誰が決裁するのか。

建築住宅課長

県の出納上は、現場が撤去され、きれいに整地されている状況をもって撤去業務の成果を確認したと判断し、代金を元請に支払ったとのことである。

神山悦子委員

それは正常でない方法であると思うため、指摘しておきたい。今までも1年間も下請負報告書が出てこない例はないため、県の瑕疵はないのかなど、色々調べて明らかにしていく必要がある。もちろん、元請に提出させなければ問題は解決しないと思うため、しっかり対応してほしい。この件については担当である建築住宅課に聞いてきたが、監督する建設産業室から見れば、この件はどのようなことになるのか。

技術管理課長

下請に係る規定については、基本的には総務部の入札管理課が所掌している。

神山悦子委員

入札管理課はもちろんであるが、土木部の中では互いのチェックはないのか。

建設産業室長

今回の案件の内容については現在、事実確認中とのことであるため、それを踏まえ、建設業法上で何かあれば適切に判断していきたいと考えている。

神山悦子委員

今後のこともあるため、互いにチェックをして、元請と下請の間だけではなく、土木部は土木部でしっかりと対応すべきと思うため、よろしく願う。

三瓶正栄委員

長大トンネルの管理体制について聞く。本議会に提案されている小野富岡線の五枚沢2号トンネル、また、現在工事が進められている国道399号の十文字トンネル、国道118号の鳳坂トンネル、国道401号の博士トンネルなど、復興工事として多数の工事が現在も進められているところであり、地元にとっては大変喜ばしいことと思っている。これらの長大トンネルを管理していくためには、予算や職員の配置など、管理体制の充実が大変重要になると考えている。中期的な視点ではあるが、長大トンネルを管理していくための体制について聞く。

道路管理課長

委員指摘のとおり、現在、復興事業等で非常に長大な橋梁やトンネル等を県内全域で整備している。これまで、長大トンネル等については、専用の管理所を現地に設けて管理するとの手法であったが、今後はそのような構造物が数多く供用されていく。その中で、現在情報通信ネットワークが非常に発達していることもあり、カメラ画像とそれらを活用して効率的に維持管理をしていくような体制の構築を現在検討中である。

三瓶正栄委員

引き続きしっかり対応願う。

次に、先日9日の委員会において、部長から、総合的な防災・減災対策の強化について、自然災害が頻発化・激甚化している現在、ハード整備だけではなくソフトも一体となって今後取り組みたいとの説明があったが、県民の命を守るため

には、分かりやすく県民に伝えていくことが重要であると認識している。そこで、分かりやすい災害情報の伝達について聞く。

土木企画課長

災害情報については、河川流域総合情報システムによる水位の状況等や、道路の通行止めの状況等のリアルタイムでの発信を行っている。今後の情報の発信については、主体となる危機管理部と連携しながら、どのような情報を的確に出していくか協議していきたいと考えている。

三瓶正栄委員

県民の安全・安心のために、今後も引き続き、県民にとって分かりやすい情報発信に取り組んでほしい。

次に、先般、鈴木智委員からも質問のあったふくしまインフラツーリズム推進事業についてであるが、インフラツーリズム推進協議会とはどのような団体で、いつ立ち上げるのか説明願う。

まちづくり推進課長

来年度、まずは県北地域においてインフラツーリズムを展開させようと考えているが、それに先立ち第1四半期に、県、福島河川国道事務所、関係市町村、関係団体等で構成される協議会を設立し、インフラツーリズムを連携しながら展開していきたいと考えている。

三瓶正栄委員

これは大変すばらしい試みであると思っている。私の地元には三春ダムがあるが、公共土木施設と観光との連携により来町者が大勢いる。ダムに限らず、橋、トンネル、公園など、あづま球場はまさにオリンピックのレガシーである。土木施設と観光を結びつけて観光交流人口の拡大を図っていくことは大変重要な試みであると思っているため、今後ともしっかり対応願う。

(3月18日(金))

神山悦子委員

昨日、私たちが手分けして伊達管内や相馬管内に行ってきた。伊達橋など特に交通量が多い箇所の迂回路を確保する必要があるが、見通しを聞く。

次に、今日は雨や雪という状況で、ますます対応が大変であると思うが、対策を聞く。

次に、今回は地震による災害であるが、土木部では異常気象による災害とまとめており、なぜ地震による災害とならないのか疑問がある。全県的に災害救助法適用が決まったとの報道があるが、本当に決まったのか、決まったのであればいつ決まったのか。

道路管理課長

中通り北部の阿武隈川に架かる橋梁が被災している。見通しについては、今後、早急に調査設計を進めることとしており、まずは橋梁の損傷の状況等を詳細に分析した上で、国等の関係機関と協議しながら対策を検討し、早期復旧に努めていきたいと考えている。

土木企画課長

今後の雨対策については、雪解けと相まって、水量の大幅な増加が予想されるため、遊水箇所や雪崩も含め、危険性の有無をパトロールの段階でしっかり確認するよう既に現場に指示している。

災害救助法については、危機管理部の所掌事項であるため、答弁は控えたい。

高野光二委員

16日の23時36分に発生した今回の地震は、予想外の揺れであったが、県庁に向かう道路が渋滞する中、約30分後に職員がいち早く対応したとのことで非常に感心した。また、私も翌早朝に地元に戻ったが、通行止めの標識の設置が非常に早かった。大雨時に通行止めの標識の設置を怠ったことによる南相馬市職員の死亡事例もあったため、非常に迅速に対応し

なければならない。インフラのみならず至るところの対応が早かったことは職員の努力のたまものであり、市町村との連携もあったと思う。

私は専門家ではないが、私なりに被害の状況を見て回ったところ、個人の家で壁や瓦など大分壊れているところがある。今回の地震は震度6強であり、昨年2月の地震も同程度の震度であったと記憶している。今回は前回よりも被害が大きいと感じているが、現在の感覚で構わないため説明願う。

また、どのように激甚災害の指定が行われるのか、概略で構わないため説明願う。

土木企画課長

今回の地震の規模については、昨年2月の地震と類似した震度の分布になっている。建物が壊れやすい周波数の地震の場合には被害発生も想定されるため、今後の気象庁のデータ等を見ていきたい。

河川整備課長

災害救助法とは別に激甚災害法という法律があるが、これが適用されると、災害復旧工事等の補助率が通常よりもかさ上げされる。この適用に当たっては、被害額、県や市町村の標準税収入等により、激甚災害法に基づき国が指定をすることとなるため、今後の被害の状況、被害額の規模によるものと考えている。

高野光二委員

激甚災害に指定されると国の補助率がかさ上げされるということは、県や市町村の支出は極めて少ない割合で済むと理解してよいか。額によって異なると思うが、おおむねどの程度の支出割合で済むこととなるのか。

河川整備課長

補助率の計算は複雑である。通常の災害復旧の補助率は3分の2で、66.7%であるが、令和元年東日本台風の際には、かさ上げにより約75%となった。今回の災害については、今後の被害額の状況等により指定の有無やかさ上げの程度が変わってくる。

神山悦子委員

先ほど答弁がなかったが、災害対策本部の資料において、「異常気象による道路通行規制箇所一覧表」とあるが、なぜ地震ではなく異常気象なのか理解できないため説明願う。

河川整備課長

地震も異常気象の一つであると捉えている。